平成２６年（フ）第５０号
岐阜県各務原市那加楽天地町29番地　楽天地マンション304
債務者　西　　明
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
広島県安芸高田市美土里町本郷4025番地１
債務者　新出　達夫
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１４号
福岡市早良区星の原団地63番106号
債務者　児嶋アツ子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１９号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15―733号
債務者　河野　吉延
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２３号
福岡市東区和白６丁目２番27―302号
債務者　三好　俊也
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４７号
福岡市東区和白丘１丁目６番３―103号
債務者　橘　さゆり
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５２号
福岡市早良区室住団地２番105号
債務者　嶋田富美子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２５８号
福岡市西区姪の浜５丁目21番23号
債務者　上條　友美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７２号
福岡市東区若宮２丁目34番８号
債務者　江崎千恵子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６号
鹿児島県鹿児島市鷹師２丁目７番20号　永秀ビル403号
債務者　小林　祥悟
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３号
秋田県大仙市北楢岡字北楢岡155番地３
債務者　奥山　洋子（旧姓小田長）
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第６号
秋田県仙北市西木町上桧木内字宮田157番地
債務者　赤上　稔弘
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第６９号
茨城県鉾田市鉾田1217番地
債務者　中村　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０６号
千葉県長生郡長生村七井土1500番地17　エンジェルハイツ第７　101号
債務者　室田　政道
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４３４号
京都市伏見区納所下野１番地　14棟202、申立時の住所京都府久世郡久御山町下津屋室ノ城93番地
債務者　鹿戸　豊司
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９６号
京都市中京区西ノ京中保町54番地１、前住所京都市中京区聚楽廻東町３番地20
債務者　吉積　純一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１９号
京都府宇治市広野町尖山４番地の1163
債務者　梶　みえ子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係